

平成 27 年 6 月 23 日 (火)  
税 法 部 門

## 経営者保証制度の変革と事業再生税制

— 民法改正案と経営者保証ガイドラインを踏まえて —

発表者 田中 宏志 (麴町)

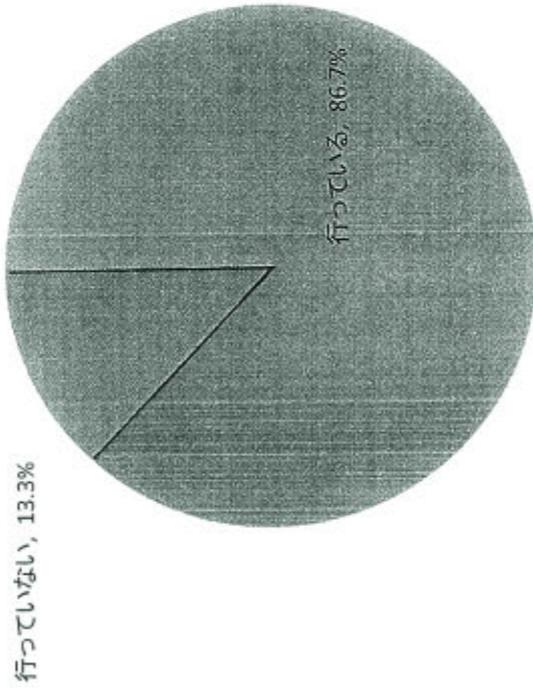
## 目次

1. 経営者保証の現状
2. 経営者保証の弊害
3. 個人保証制度の見直し
4. 「経営者保証に関するガイドライン」のポイント
5. 「経営者保証に関するガイドライン」の浸透に向けた金融庁監督指針
6. 民法改正案のポイント
  - (1) 約款
  - (2) 法定利率
  - (3) 時効
  - (4) 連帯保証
  - (5) 貸借マンションの契約
7. 保証制度の過去における民法等改正
8. 事業再生税制について

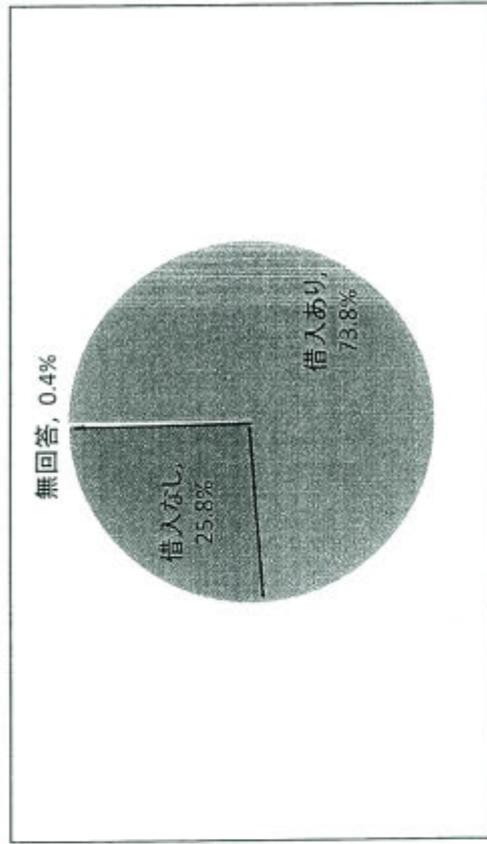
## 経営者保証の現状

○借入のある中小企業の経営者のうち、80%超が個人保証を提供

【データ2】借入時における経営者保証の提供有無（「借入あり」の企業のみ集計、有効回答1,149）



(参考)借入の有無(有効回答1,550社)

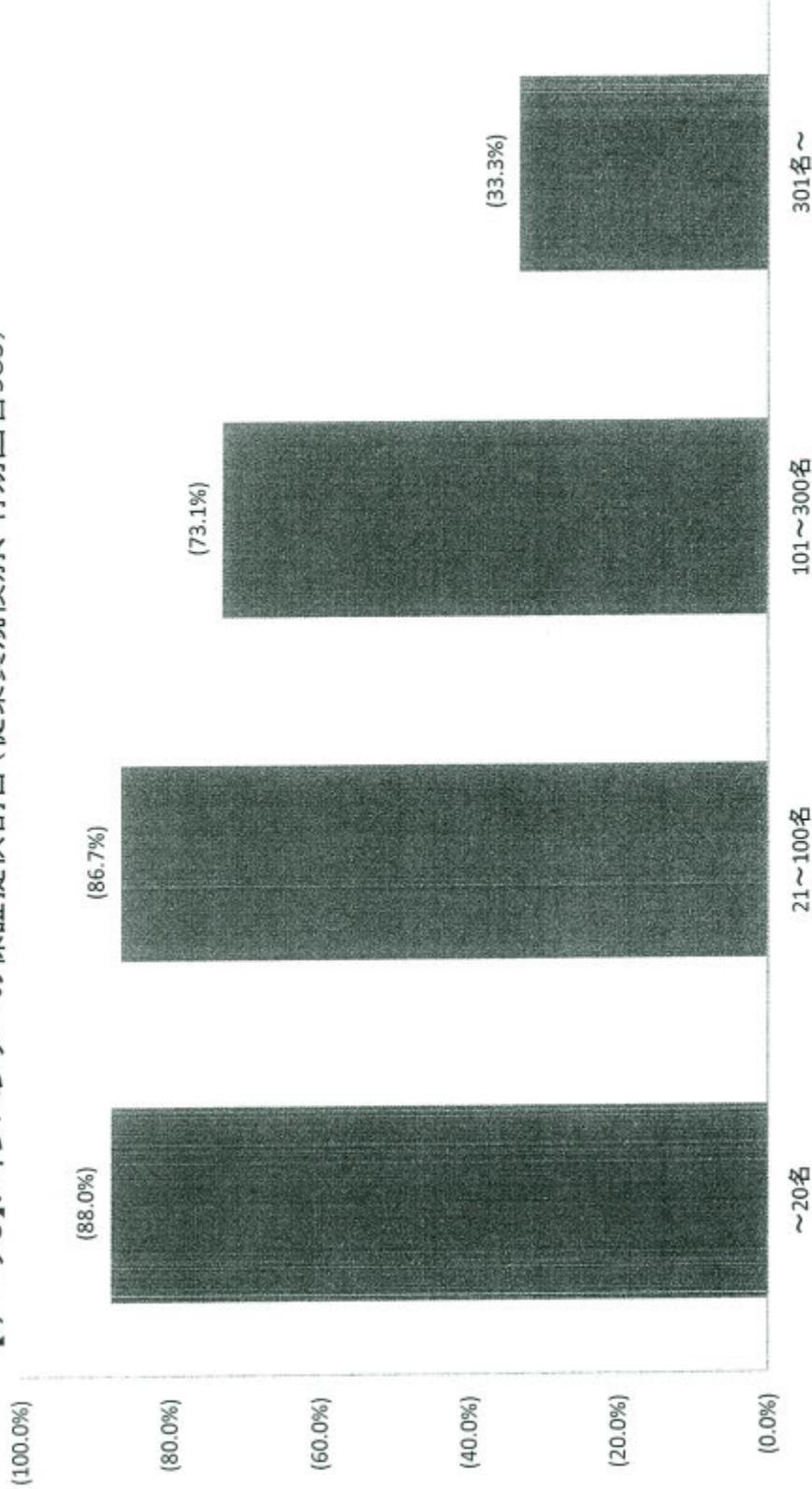


(出典)中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」(2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング)

## 経営者保証の現状

○企業規模が小さいほど、経営者保証の提供割合が高くなる傾向

【データ3】メインバンクへの保証提供割合（従業員規模別、有効回答983）



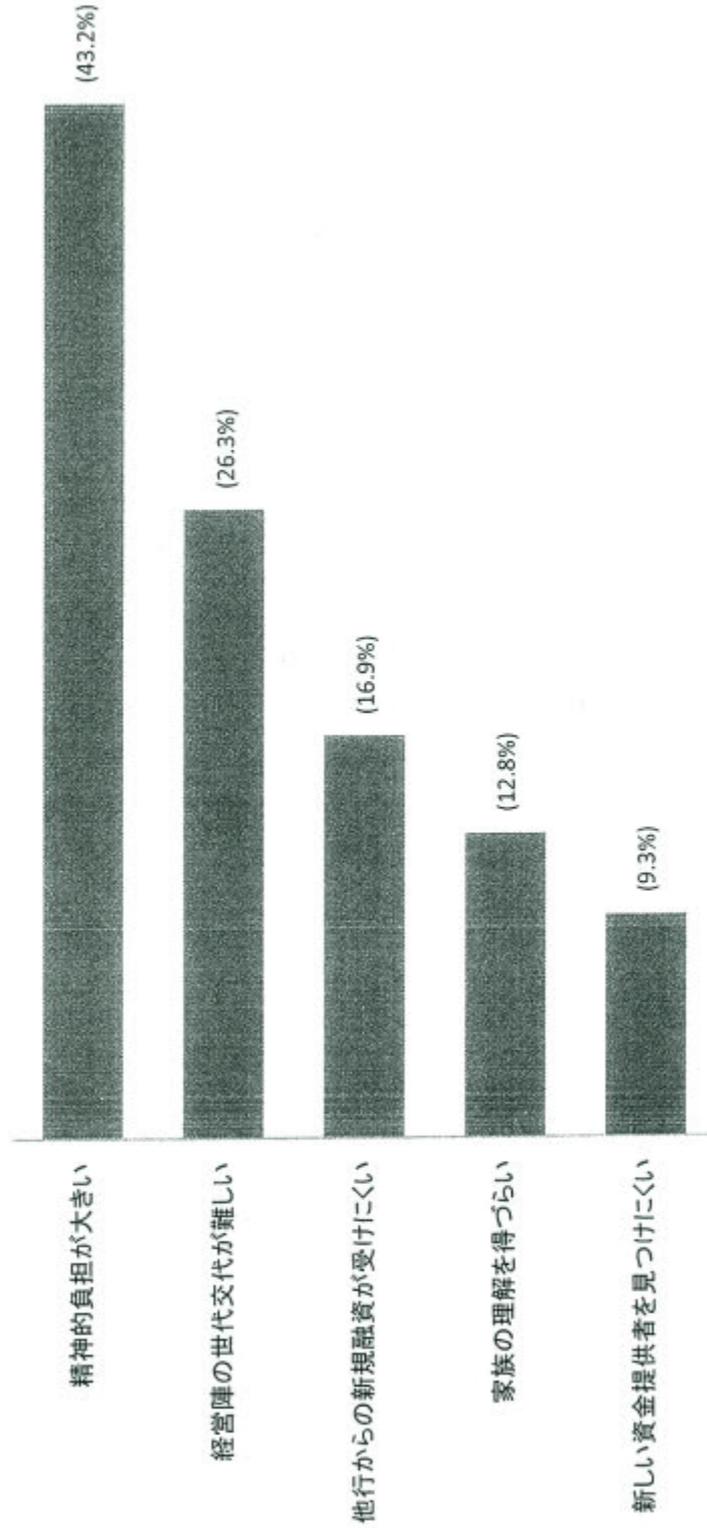
（出典）中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」（2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング）

## 経営者保証の弊害

○他方、経営者保証には以下のような弊害が存在

- ① 経営者保証への依存が、借り手・貸し手双方が本来期待される機能（情報開示、事業目利き）を発揮していく意欲を阻害
- ② 経営者保証の融資慣行化が、貸し手側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借り手・貸し手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- ③ 経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の保証履行時等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等、事業取組の意欲を阻害

【データ10】経営者保証があることによる負担感等（有効回答781）



## 個人保証制度の見直し

- 2013年1月、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置。
- 本研究会において、中小企業における経営者保証等の課題全般を、契約時の課題と履行時等における課題の両局面において整理するとともに、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口の方向性を検討。
- 同年5月2日、課題の解決策の方向性ととも当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表。
- また、同年5月17日、安倍晋三内閣総理大臣が日本アカデメイアでのスピーチにおいて、個人保証の見直しについて言及。

### 安倍総理「成長戦略第2弾スピーチ」個人保証部分抜粋

(ベンチャー起業支援)

一つひとつの規模は小さいながらも、経済の活力の源である、ベンチャー企業への投資も極めて重要です。日本のベンチャー精神を阻んでいるものは、何か？それは、「個人保証」の慣行です。

個人保証に関する調査によれば、借り入れを行っている中小企業・小規模事業者では、およそ9割に個人保証がついています。規模の小さい事業者であれば、ほぼ必ずついているといってもいいでしょう。

そして、このうちの7割は、個人資産と同じか、それを上回る金額の保証をさせられているのです。一度失敗すると、すべてを失う、ということになります。

これでは、再チャレンジなどできません。経営の経験やノウハウが、一度の失敗でうずもれてしまうのは、国家全体の損失と言ってもいいでしょう。

ベンチャーがどんどん生まれ、投資であふれるような日本をつくるためには、「個人保証」偏重の慣行から、脱却しなければなりません。

モラルハザードは防止しなければなりません。個人の資産と会社の資産を区分してしっかり管理しているような真面目な経営者であれば、個人保証がなくとも融資が受けられるような、中小企業・小規模事業者向け金融の新たな枠組みをつくりたいと考えています。

一度や二度の失敗にへこたれることなく、むしろその経験を活かして積極的に起業していただき、新たな分野を切り拓いてもらいたいと考えています。

※日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、中小企業庁・金融庁等の協力を得て、経営者保証(中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証)の課題解決に向けて、中小企業等(主たる債務者)や経営者等(保証人)、金融機関等(金融債権者)が果たすべき役割を具体化した「ガイドライン」を策定・公表しました(公表日:平成25年12月5日、適用日:平成26年2月1日)。

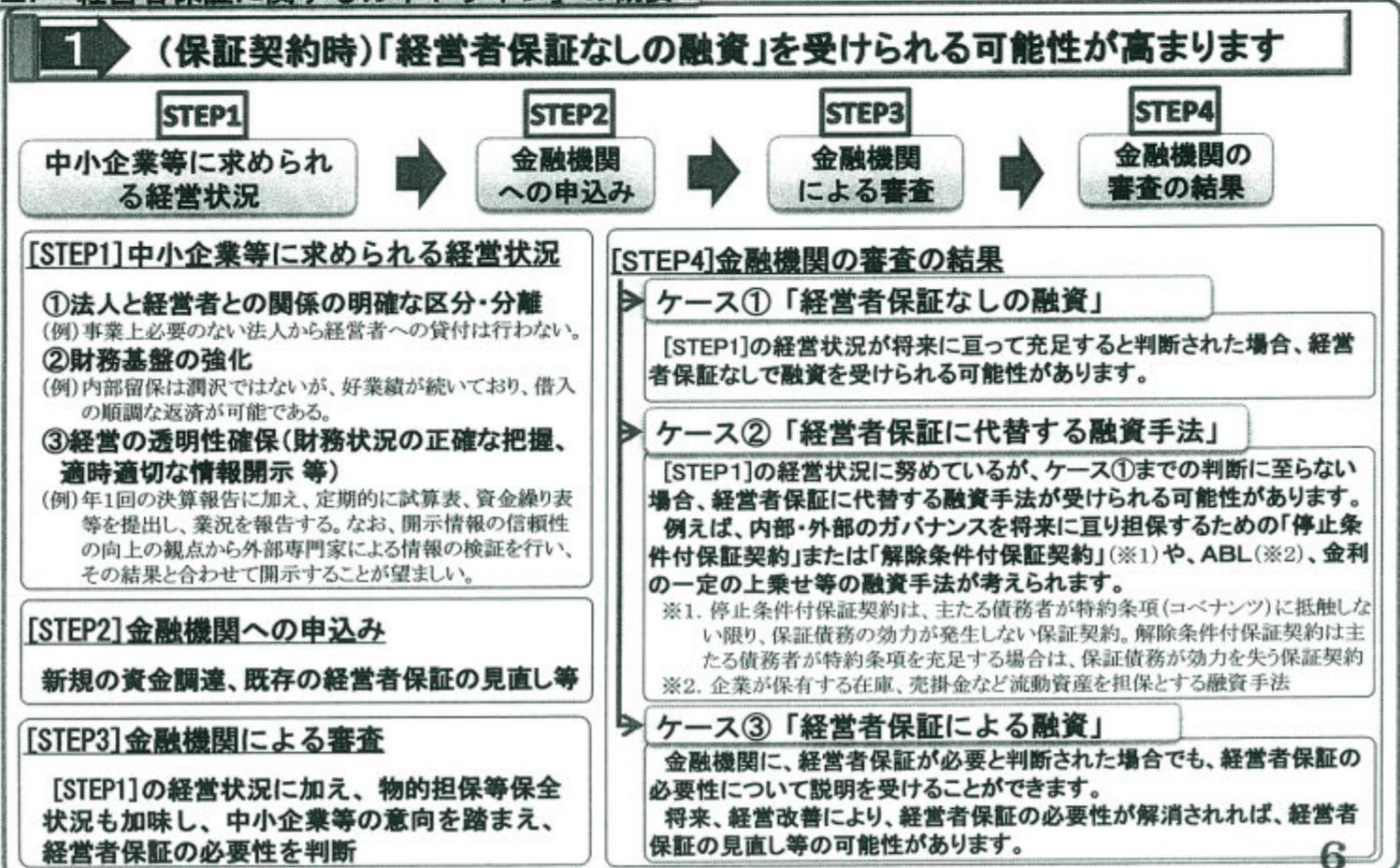
I. 「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象

主たる債務者(※)		保証人(※)		「主たる債務」の整理手続		「保証債務」の整理手続	
個人事業主	○	経営者	○	法的債務整理手続	○	主たる債務と一体で私的整理	○
中小企業・小規模事業者	○	実質的な経営権を有している者等	○	再生型手続:民事再生、会社更生 清算型手続:破産、特別清算	○	保証債務のみを私的整理	○
中堅・大企業	○	一定の事業承継予定者	○	準則型私的整理手続	○	主たる債務が法的整理手続を申し立てた場合 法的整理手続終結前	○
※「主たる債務者」および「保証人」は、弁済について誠実であり、財産状況等を適時適切に開示する等の要件があります。		協力者、支援者等 いわゆる第三者	○	再生型手続:中小企業再生支援協議会など利害関係のない中立公正な第三者が関与する私的整理手続等	○	保証債務のみを私的整理	○
				準則型以外の私的整理手続	×	主たる債務の整理手続終結後(※)	○
						*この場合、保証人の残存資産の増加は検討されませんが、破産時の官報公示等による信用低下は避けられます。	

II. 「経営者保証に関するガイドライン」に期待される効果

	現状(課題)	ガイドライン適用後
保証契約時	・借入をしている中小企業の「8割以上」が経営者保証を提供しています(※1)。	・一定の経営状況により、「経営者保証なしの融資」を受けられる可能性が高まります。
保証履行時	・保証人が「自己破産」した場合、原則として、「自由財産(※2)以外は保証債務の弁済に充当」され、生活基盤の大半を失ってしまいます。 ・また、官報に公示され、信用情報登録機関に登録されると、再度の借入が制限を受けるなど、再チャレンジが困難になります。	・保証人たる経営者が、「早期事業再生」を判断し、本ガイドラインに基づき保証債務の整理を申し出ると、「保証債務の履行請求が限定的」となり、「一定基準日(※3)以降の収入は保証履行請求額に含まれない」など、安定した事業継続等に必要な保証人の残存資産が増加する可能性が高まります。 ・また、官報への公示、信用情報登録機関への登録による信用低下も回避され、保証人の再チャレンジが促進されることが期待されます。
※1.平成25年3月中小企業庁調査による。 ※2.破産法等により破産財団に属さないとされる財産(現金99万円等) ※3.保証人が本ガイドラインに基づき保証債務の整理を金融機関等に申し出た日等		

III. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

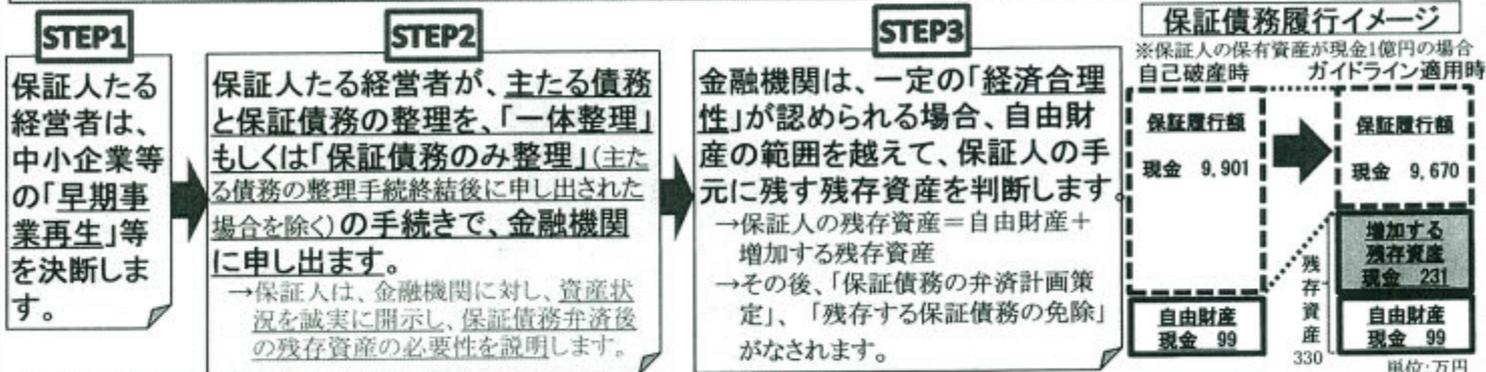


## 2 (保証履行時)「保証債務の履行請求が限定的」となる可能性が高まります

### 経営者保証に関するガイドラインに基づく「保証債務整理の流れ」

【「保証債務整理の流れ」イメージ】(保証人が55歳、再生型手続で、以下②・③を考慮しない場合)

保証人たる経営者が「早期事業再生」を決断し[STEP1]、企業と保証人の債務を私的整理した結果[STEP2]、「金融機関の回収見込額」は企業と保証人が破産した場合に比べて500万円増加する計算(金融機関にとっての経済合理性)となり、「保証人の増加する残存資産」は、その500万円の範囲内で検討されることとなった。「一定期間の生計費に相当する現預金(自由財産除く)」は、検討の結果231万円(33万円×7カ月)となり、自由財産の99万円を加えた330万円が「保証人の残存資産」として、弁済計画で金融機関から認定された[STEP3]。



### 「増加する残存資産」の判断イメージ

金融機関にとっての経済合理性

$$[(A) - (B)]$$

増加する残存資産

$$[\text{保証人の残存資産①+②+③}] - \text{自由財産}$$

金融機関は以下のとおり、主たる債務と保証債務を一体で判断します。「(A)と(B)の差額」が、金融機関にとっての経済合理性となり、「保証人の増加する残存資産」の範囲を検討するうえでの、判断材料となります。

※なお、「経済合理性」以外に、経営者(保証人)の「従前の債務履行状況」や「債務不履行に至った経緯等への帰責性」等も、判断材料になります。

#### 主たる債務の整理手続が、「再生型手続」の場合

(A) 主たる債務および保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額の合計金額

(B) 主たる債務者および保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額

※主たる債務者が、第二会社方式による再生を図る場合、上記の(A)は「会社分割後の承継会社、清算会社からの回収見込額および保証人からの回収見込額の合計金額」となります。

#### 主たる債務の整理手続が、「清算型手続」の場合

(A) 現時点において清算した場合における主たる債務および保証債務の回収見込額の合計金額

(B) 過去の営業成績等を参考に、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度を想定)における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

(注) 下記はあくまでイメージであり、詳細は個別に検討されます。

#### ①現預金(自由財産＋一定期間の生計費)

「自由財産＋生計費(i)×一定期間(ii)」が参考にされる。

(例) 自由財産99万円＋231万円(210日の場合)＝330万円  
<参考>

(i) 「生計費」は、1カ月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める「33万円」を参考。

(ii) 「一定期間」は、雇用保険の給付期間(以下表)を参考。

保証人の年齢	給付期間
30歳未満	90日～180日
30歳以上35歳未満	90日～240日
35歳以上45歳未満	90日～270日
45歳以上60歳未満	90日～330日
60歳以上65歳未満	90日～240日

(参照) 厚生労働省職業安定局資料(平成25年12月5日時点)

#### ②華美でない自宅等

「自宅兼店舗」など安定した事業継続等に必要な「華美でない自宅」は、残存資産に含まれることも考えられます。また、「華美でない自宅」を換価・処分する代わりに、分割弁済を行い、当分の間、住み続けることも考えられます。

#### ③主たる債務者の事業継続に最低限必要な資産等 (主たる債務の整理手続が「再生型手続」の場合)

本社、工場など主たる債務者が事業継続するうえで最低限必要な資産を保証人が所有している場合、保証人が主たる債務者に譲渡し、その対価を得た場合、当該対価を保証債務の返済原資としたうえで、残存資産の範囲が判断されます。

※その他、生命保険解約返戻金、敷金、保証金など個別事情に応じて、残存資産として検討されます。

商工会議所は、地域の商工業者の応援団です。

Q 1 【主たる債務と保証債務の一体整理を既存の私的整理手続により行った場合】

甲社は、この数年間業績不振が続いており、債務超過の状態に陥ったことから、今般、中小企業再生支援協議会による再生支援スキームを利用して甲社の再生計画を策定するとともに、本ガイドラインに基づき甲社の経営者で保証人である乙氏による弁済も当該再生計画の内容に含めることとしました。

主たる債務者甲社の債務は 100 百万円（A 銀行 70 百万円、B 銀行 20 百万円、C 銀行 10 百万円）、乙氏の保証債務は 100 百万円（A 銀行 70 百万円、B 銀行 20 百万円、C 銀行 10 百万円）、本ガイドラインによる保証債務の整理申立て時の乙氏の保有資産の価額は 30 百万円（自宅兼店舗 20 百万円、現金 10 百万円）です。

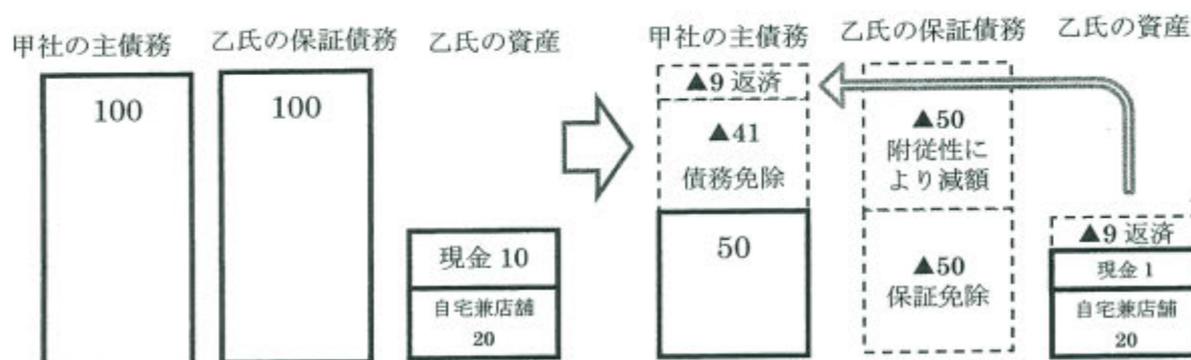
中小企業再生支援協議会による再生支援スキームを利用して策定された甲社の再生計画（保証人である乙氏による弁済も含む）に全金融債権者（A 銀行、B 銀行、C 銀行）が同意して、次のとおり、甲社の債務及び乙氏の保証債務の整理を一体的に行うこととなりました。

- ① 乙氏の残存資産については、本ガイドライン 7 (3) ③に従い、現金 1 百万円と甲社の事業継続に必要となる乙氏の自宅兼店舗 20 百万円とし、残りの乙氏の資産 9 百万円を返済に充当する。
- ② 返済後の甲社の債務 91 百万円のうち 41 百万円の債権放棄を行い 50 百万円まで減額する。

(注) A 銀行・B 銀行・C 銀行の間で、上記の①の返済及び上記②の債権放棄に係る損失の負担については応分とする。

甲社の再生計画が合理的な再生計画であるという前提にたった場合、乙氏の残存保証債務 50 百万円について免除を行ったとしても、甲社から回収が見込まれる部分の保証債務の免除を行ったに過ぎず、乙氏に対する経済的利益の供与はないことから、所得税法第 36 条に規定する収入の実現はなく、乙氏に所得税の課税関係は生じないものと解して差し支えありませんか。

また、乙氏に対する経済的利益の供与はないことから、全金融債権者において保証債務の放棄に係る寄附金課税（法人税法 37 条）は生じないものと解して差し支えありませんか。



(注) 乙氏の保証債務の免除に際しては、ガイドライン 7 (3) ⑤に基づき、乙氏による誠実な情報開示と表明保証及び全金融債権者がその適格性を認める甲社の顧問税理士によるそ

の適正性の確認を経て乙氏の資産を把握し、乙氏が開示した資産の状況について、事実と異なることが判明した場合に免除保証債務及び免除期間分の延滞利息も付した上で追加弁済を行うことを乙氏と全金融債権者が合意し書面で契約し、中立かつ公正な第三者である中小企業再生支援協議会による再生支援スキームにおける検討委員会の委員の確認・報告を経ていきます（以下、Q4まで同様の手続きを経ていきます。）。

A1 Q1のとおりに解して差し支えありません。

（理由）

- 1 主たる債務の整理が私的整理手続により行われる場合、主たる債務である甲社の債務が91百万円から50百万円に減額されれば、乙氏の保証債務はその附従性（民法448条）により50百万円に減額されます。
- 2 全金融債権者が、残債務に付されている乙氏の保証債務50百万円について免除したとしても、偶発債務を免除したにすぎず、乙氏に対する経済的利益の供与はないことから、所得税法第36条に規定する収入の実現はなく、乙氏に所得税の課税関係は生じないこととなります。
- 3 また、乙氏に対する経済的利益の供与はないことから、全金融債権者において保証債権の放棄に係る寄附金課税（法人税法37条）は生じないこととなります。

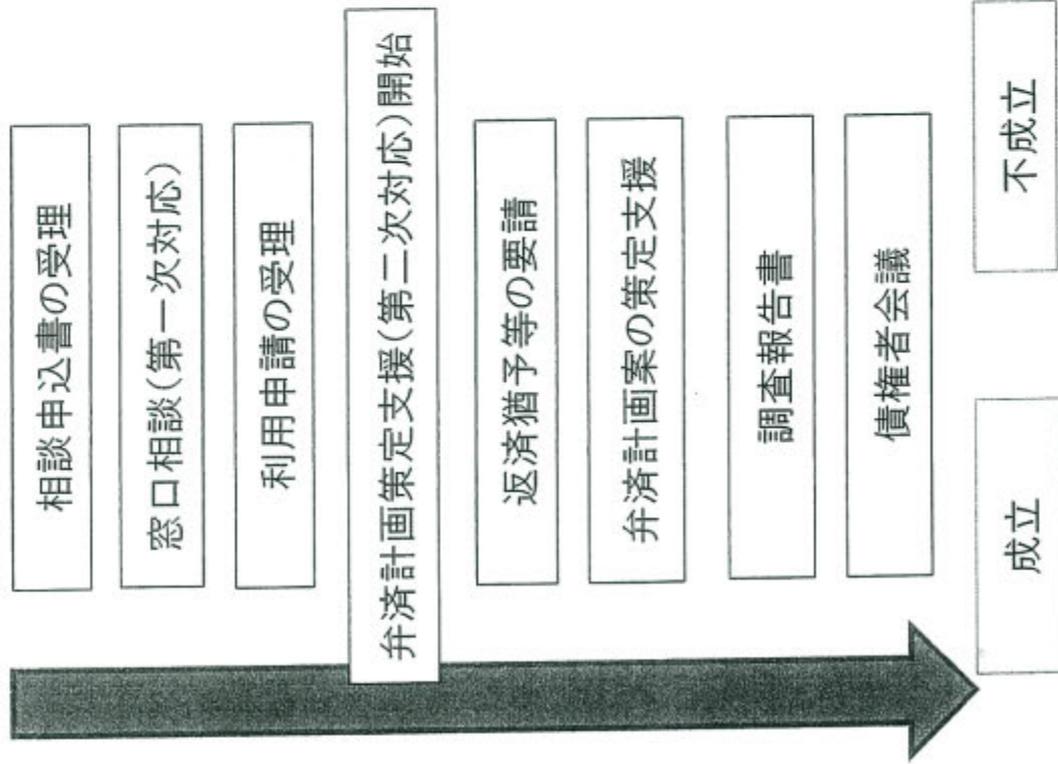
なお、本事例では主たる債務と保証債務の一体整理が行われることとなりますが、私的整理手続により策定される主たる債務者甲社の再生計画が合理的な再生計画であることを前提とすれば、全金融債権者が当該計画に基づき行う甲社に対する債権放棄による損失（41百万円）については、原則として、法人税基本通達9-4-2の取扱いにより、損金の額に算入することができるものと考えられます。

（注）上記ケースと異なり、中小企業の金融債務について、経営者により、実質的に経営者保証と同等の効果が期待される併存的債務引受がなされた場合における、当該経営者に対する債権（ガイドライン脚注2・3参照）について、金融債権者から返済の免除がされたときは、当該経営者は経済的利益の供与を受けたことになり債務免除益が生じますが（所得税基本通達36-15）、その債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、課税関係は生じないこととなります（所得税基本通達36-17）（以下、Q4まで同様です。）。

（注）この税務上の取扱いについては、中小企業庁及び金融庁から国税庁に確認済みです（以下、Q4まで同様です）。

# 協議会による「保証債務の整理手順」

## 「保証債務の整理手順」の流れ



対象債権者全員の同意あり 対象債権者全員の同意なし

■ H26.5.12「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順」を公表

■ 「一体型」と「のみ利用型」のいずれにも対応

### 主たる債務の整理手続

一体型

協議会スキーム

本整理手続

①法的債務整理手続

②協議会スキーム以外の準則型私的整理手続

のみ利用型

※協議会スキーム終結後を含む

本整理手続

「法的債務整理手続」＝ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続【GL7.(1)】

「準則型私的整理手続」＝ 事業再生ADR、私的整理ガイドライン、(協議会スキームを除く) 特定調停等【GL7.(1)】

※「のみ利用型」は、主たる債務の整理手続が再建型、清算型のいずれにも対応。

※「のみ利用型」は、主たる債務の整理手続が係属中、終結後のいずれにも対応。

### Ⅲ-9 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等

#### Ⅲ-9-1 意義

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という。)の経営者による個人保証(以下「経営者保証」という。)には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「ガイドライン」という。)が定められた。

このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。

金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。

#### Ⅲ-9-2 主な着眼点

- (1) 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確化に定めているか。

また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。

- ① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進(法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保証を求めない可能性等の検討を含む。)
  - ② 経営者保証の契約時の対応(適切な保証金額の設定を含む。)
  - ③ 既存保証契約の適切な見直し(事業承継時の対応を含む。)
  - ④ 保証債務の整理に関する対応(経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。)
  - ⑤ その他(ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。)
- (2) ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。
- (3) 主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。
- (4) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実及び顧客への周知に努めているか。

- (5) 主債務者たる中小企業等から資金調達の実況を要請を受けた場合には、当該企業の経営状況を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。
- (6) 保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（中小企業再生支援協議会等）と十分連携・協力するよう努めているか。
- (7) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。

### III-9-3 監督手法・対応

金融機関による上記の取組みについては、「主債務者、保証人及び対象債権者がガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要」との政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。

こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第24条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第24条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を发出するものとする。

### III-10 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

#### III-10-1 意義

一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。

また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかの指摘があることに鑑み、金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。

こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成22年12月24日公表）において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。

#### III-10-2 主な着眼点

## 民法改正案のポイント

現在



改正案

### (1)約款



規定なし



買い手の利益を一  
方的に害する項目は  
無効などと明記

### (2)法定利率



5%の固定金利



まず3%に下げ。3年  
ごとに1%刻みで見  
直し

### (3)時効



飲食料は1年、弁護  
士報酬は2年、医師  
の診療報酬は3年な  
ど業種ごとに異なる



「知ったときから5年」  
に統一

### (4)連帯保証



家族が保証人になっ  
て破綻する例も



経営者以外の保証  
人は公証人が自発  
的な意思を確認

### (5)賃借マンション の契約



保証人が負う限度額  
を定めない契約が一  
般的。「敷金」の規定  
なし



限度額の規定を義務  
付け。敷金は原則、  
借り主に返すと明記

債権関係規定は1896年の民法制定以降、抜本改正は初めてで、120年間の経済・社会情勢の変化に対応させるのが今回の目的である。

民法は1896年に制定され、1898年7月に施行された。それ以来約120年の間に、生活や経済環境は大きく変化したが、成年後見制度の導入などの部分的な改正がなされただけで、債権関係の規定は、ほとんど改正されてこなかった。

2009年10月に当時の法務大臣であった千葉景子氏が、

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」

と、民法改正を法制審議会に諮問し、2009年11月から法制審議会民法（債権関係）部会において、民法のうち債権関係の規定について、契約に関する規定を中心として見直しが始まった。

2013年2月開催の同部会会議では「民法（債権関係）改正に関する中間試案」が決定され、パブリック・コメントの手続きを経てさらなる審議が行われ、2014年8月26日に開催された同部会第96回会議で、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が決定されて、2014年9月8日に法務省から発表されるに至った。

その後、法務省は今年2月に法制審議会の答申を受け、改正案はこれをベースとしたというのが今回の流れである。なお、政府は民法改正に伴い、必要となる商法や手形法、刑事補償法など216の法律の改正案も併せて閣議決定している。

では、ここからは具体的に内容を見ていこう。

### （1）約款関係

実は、現行民法には約款に関する明確な規定がない。インターネット通販や携帯電話、各種保険の契約などで、消費者側が約款を読まずに契約して、企業側と訴訟などのトラブルになることがある。

改正案では、約款について、「不特定多数の人を対象に画一的に行う取引の内容を示した文書全体」と定義。あらかじめ約款に基づく契約と示していれば、消費者が内容を理解していなくても有効とみなす。一方、消費者保護の観点から、約款の内容が「相手方の利益を一方的に害する」場合は合意しなかったものとみなすと定めた。

### （2）法定金利の引き下げ

低金利が続く市場の実態に合わせ、損害賠償の算定に利用される法定利率も変更する。法定利率とは、「金銭消費貸借契約」で金利を定めない場合や支払いが遅れた場合に支払う遅延損害金などに適用される金利のことであり、民法では年5%の固定とされている。

ちなみに、この数字は、民法制定当時の欧州諸国の法定利率や平均的な貸出金利などを参考に定められたと言われている。

今回、この法定利率を3%に引き下げ、その後3年ごとに1%刻みで見直す変動制に改正。現行の5%という利率は1896年の民法制定以来変更されていないが、長期金利の指標となる新発10年物国債の利回りが、0.5%以下で推移している現状の市場環境と大幅にかい離しており、改善すべきと指摘されてきた。

### （3）消滅時効の統一

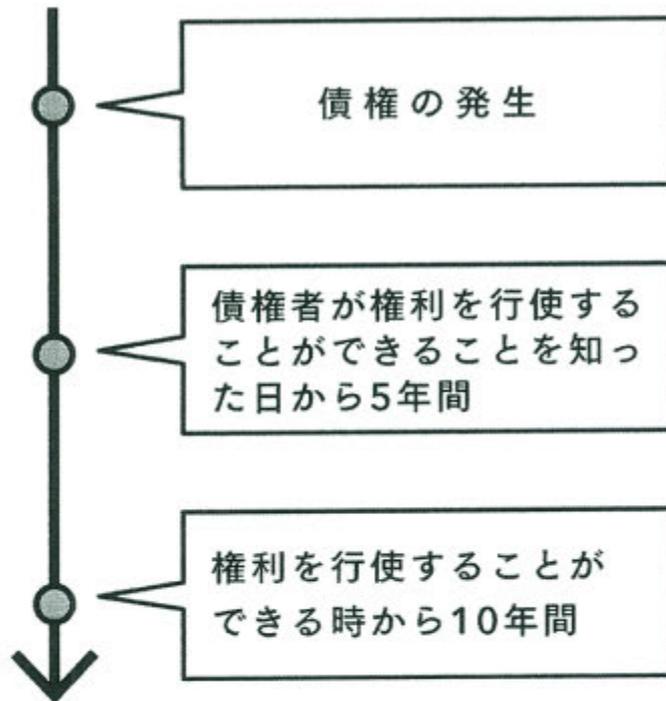
消滅時効とは、一定期間の経過によって、債権等の財産権が消滅する制度のことで、一般的な債権の消滅時効期間が、「権利行使できる時から10年間」と決められている。しかし、現行の民法では、上記以外に、職業別に「短期消滅時効」というものが定められている。

例えば、飲食店の料金の時効は1年間、小売業の商品代金の時効は2年間、弁護士報酬の時効は2年間、医師の診療報酬の時効は3年間などと規定されている。

相手の職業などにより、時効期間が異なる理由を説明することは困難であり、弁護士報酬は2年間で時効になるのに対し、税理士や司法書士等の報酬の時効期間は、民法に規定されていないことから、一般的な債権と同様10年間とされているなど、具体的に不合理な点も指摘されていた。

そこで、今回の改正では、職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効期間は、「権利行使できる時から10年」という従来の一般原則に加えて、「権利行使できると知った時から5年」の時効期間が追加された。

## 債権の消滅時効期間



債権は、債権者が権利を行使することができることを知った日から5年間行使しないとき、または、権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

現行法の職業別の短期消滅時効を定めた規定等は削除する。商事時効を定めた商法522条も削除する。

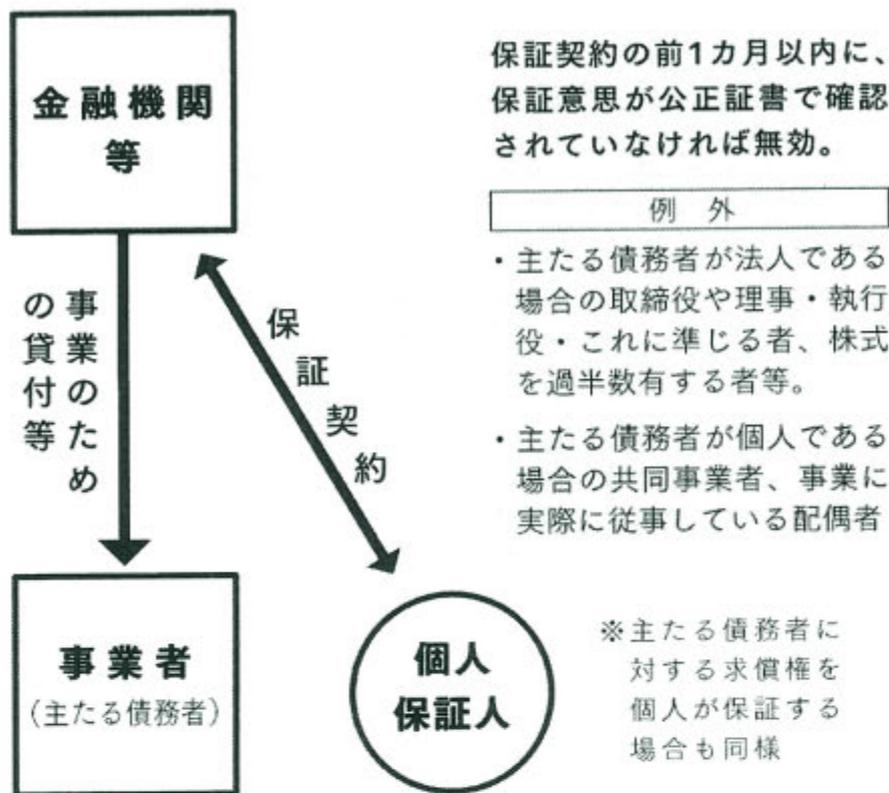
### (4) 保証人の保護の強化

今回の改正で、第三者が保証人となる場合には、保証契約締結前1カ月以内に公正証書を作成して保証人となる意思表示を明らかにすることとされた。

ただし、主たる債務者と一定の関係にある者（取締役や執行役、従業員として籍を置く配偶者等）は例外として第三者には該当せず連帯保証人になることができる。

民法の規定では、一部の債務を除いて、保証人が負担する限度額を定める規定が置かれていないため、保証人が思わぬ金額の弁済を求められることがあり得る。今回、保証人保護の観点から、個人保証の場合には債務の内容にかかわらず、事前に極度額（保証する金額の上限）を定めなければならないとしている。

## ■ 事業のための貸金の保証



### (5) 敷金は原則返還

マンションなどを賃貸する場合、家賃の1~3か月分程度の敷金が必要となることが多く、退去時に敷金が全く返ってこなかったり、ハウスクリーニング、クロス張り替え、畳表替えなどの原状回復費用として敷金以上の金額を請求されたりするトラブルが多く発生している。

そもそも敷金に関しては、民法には規定がなく、国土交通省が制定した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」があるものの、遵守しなくとも罰則が科せられるわけではなかった。

そこで、敷金を「賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」と明確に定義付けたうえで、「賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき」は、「賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない」として、敷金の返還義務を規定した。

また、「賃借人は、賃貸物を受け取った後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に回復する義務を負う。

ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」として、原状回復義務について、「通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く」と判例で示されていた内容を明確に規定することとなった。

今回の改正案では、「敷金」を明確に定義して、その中に「いかなる名義をも

ってするかを問わず」との文言を付けている。このため、関西圏の「保証金」という概念も、法律上は「敷金」として定義されることになる。

これまでの判例理論の蓄積では、借主が責任を持つ『損傷』については、時間の経過による劣化、つまり『経年変化』などは含まれないことになっていた。

しかし、経年変化の分も修復費に含める貸主がいて、トラブルが起きており、今回の改正案で、経年変化を除くことがルールとして明記されたことから、裁判にまで発展していた敷金返還に関するトラブルも、減っていくことが期待されている。

今回は、一部を紹介したが、関連法規が多岐にわたり、国民への周知が必要となるため、施行は早くても2018年となる見込みである。

マスコミの多くは、この改正が消費者保護を重視したと報じている。しかし実際は、消費者保護の視点からではなく基本ルールの整備を目的としたものであるという認識を持つべきだろう。

## 1. 包括根保証の禁止

○保証金額や保証期限に定めのない包括根保証は、保証人が契約時に想定していなかった過大な債務を負う可能性があることや契約したこと自体を忘れかけた頃に行われた融資についてまで履行請求されること等の問題が指摘されていた。

○このため、2004年3月から法務省法制審議会保証制度部会において、保証制度の適正化に関する審議を開始。その審議の結果、包括根保証を禁止する内容の民法改正法が2004年11月に成立し、2005年4月1日から施行。

<改正内容のポイント>

- ①保証契約は書面で行わなければ、無効(民法446条)
- ②極度額の定めがない根保証契約は無効(民法465条の2)
- ③保証期間の上限を5年とする(期限の定めがない場合は3年)(民法465条の3)

【参考】民法

第四百六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 (抄)

第四百六十五条の三 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき日(以下「元本確定日」という。)の定めがある場合において、その元本確定日とその貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定日の定めは、その効力を生じない。

2 貸金等根保証契約において元本確定日の定めがない場合(前項の規定により元本確定日の定めがその効力を生じない場合を含む。)には、その元本確定日は、その貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。

3、4 (抄)

## 2. 第三者保証人の原則非徴求

○政府系金融機関では、例外的な対応※を除いて第三者からの保証人徴求は行っていない。

※中小企業庁通達「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」(2006年3月31日)

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

○2011年7月14日、金融庁は、金融機関が企業へ融資する際に、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする旨の監督指針の改正を実施

(主要行等向けの総合的な監督指針抜粋)

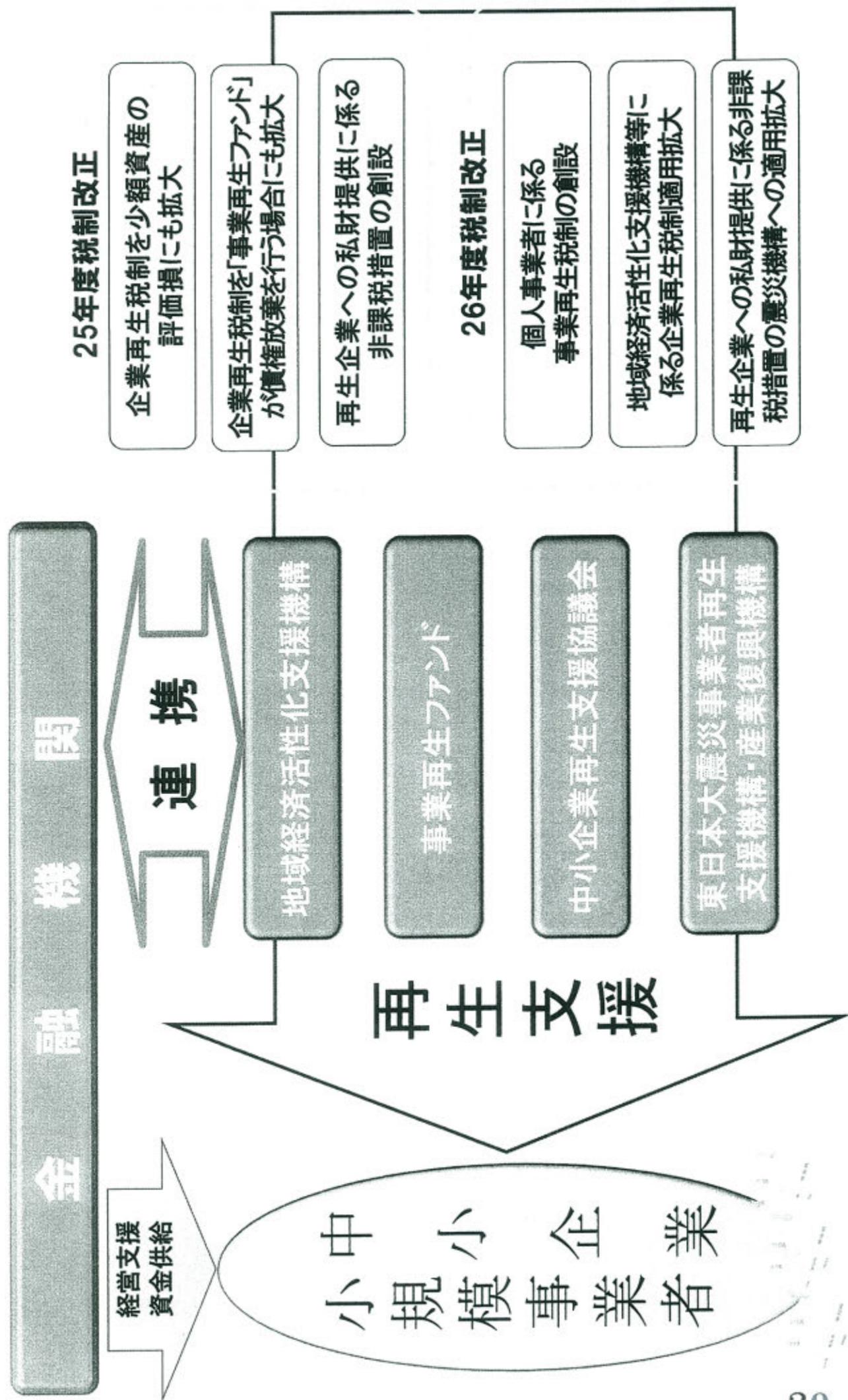
Ⅲ-7 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

Ⅲ-7-2 主な着眼点

(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

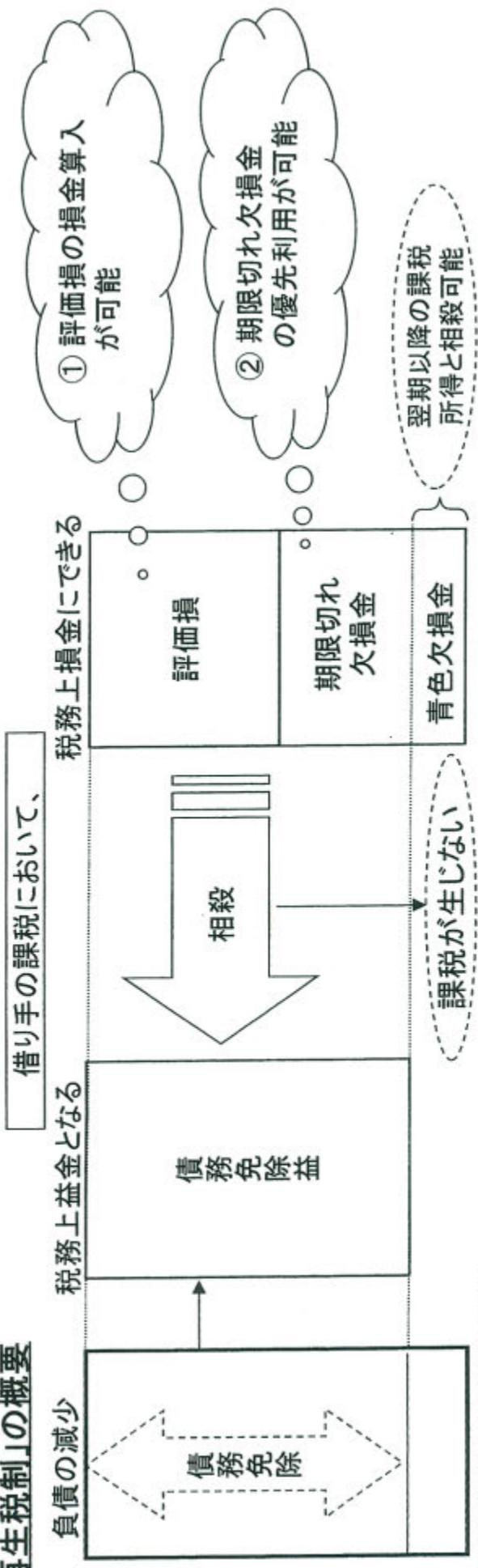
個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づき申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。

◆事業再生の一層の促進と地域の面的再生に係る取り組み



# ◆「企業再生税制」の概要・適用要件

## ○「企業再生税制」の概要



## ○「企業再生税制」の適用要件

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定(法的整理)
  - (2) 上記の再生計画認可の決定に準ずる事実の発生(私的整理)
- ⇒ 債務処理に関する計画が下記①～③のいずれにも該当し、かつ、④又は⑤に該当するものに限る。
- ① 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則\*に従って策定されていること。
  - ② 公正な価額による資産評価が行われ、当該評価に基づく実態BSが作成されていること。
  - ③ 上記実態BSにおける資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。
  - ④ 2以上の金融機関等が債務免除等をする事が定められていること。
  - 又は
  - ⑤ 地域経済活性化支援機構等が有する債権等につき債務免除等をする事が定められていること。

\* RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の策定手順、事業再生ADR、地域経済活性化支援機構の実務運用標準等

※ 平成25年度税制改正により、金融庁長官及び経済産業大臣により指定された事業再生ファンドや、東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による債務免除についても企業再生税制の適用が拡大。

## ◆④経営者の私財提供に係る特例(平成25、26年度改正)

### 【改正の背景】

○ 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていけば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税(みなし譲渡益課税)が課せられるため、中小事業者の再生を妨げるケースがあるとの指摘。

### 【25・26年度改正の内容】

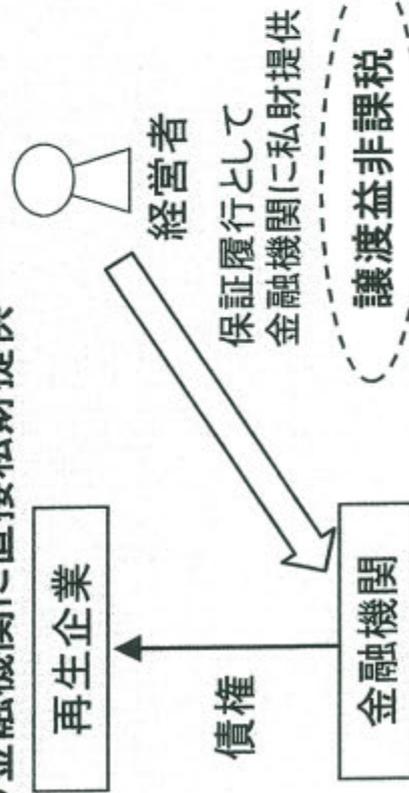
平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、合理的な再生計画(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、以下の要件の下、譲渡所得を非課税となる特例を創設。

- ① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

(注) 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、震災支援機構等の準則に則り作成された計画

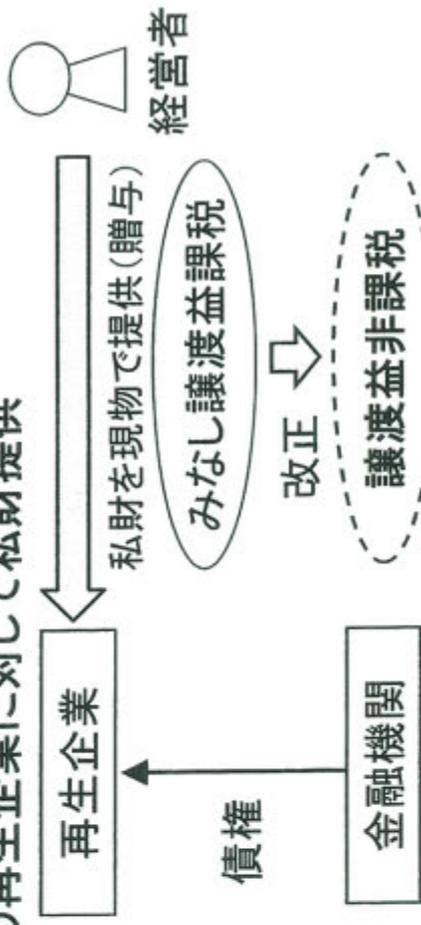
### 【これまでも認められていたもの】

○ 金融機関に直接私財提供



### 【25・26年度改正により認められたもの】

○ 再生企業に対して私財提供



## ◆⑤「個人版事業再生税制」の創設（平成26年度改正）

### 【改正の背景】

- 法人については、合理的な再生計画に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受けられる場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げるものがないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受けられる場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていなかったため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースがあるとの指摘。

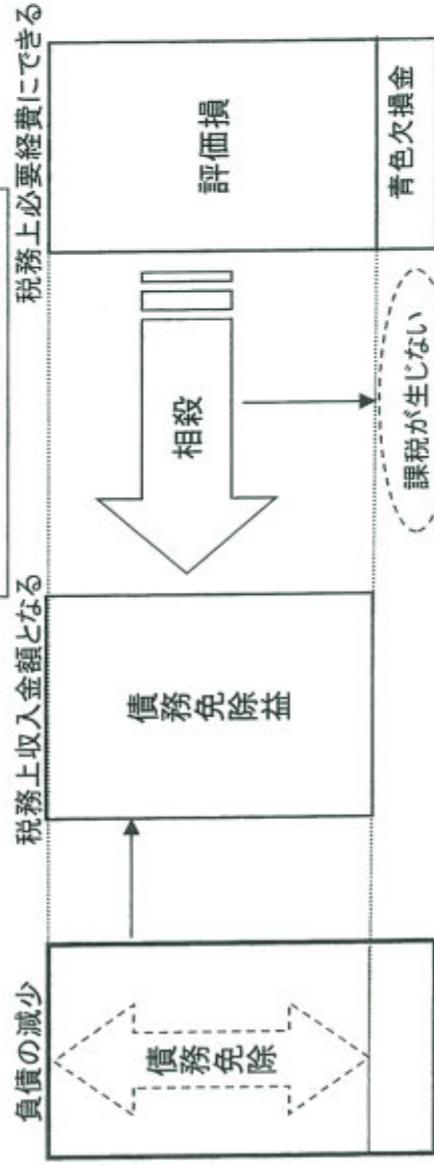
### 【26年度改正の内容】

- ① 事業を営む個人（青色申告者に限る）が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損を必要経費に算入※する特例を創設。

※ 当該特例を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額が限度。

- ② 個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入。

### ○「企業再生税制」（個人版）の概要



- ① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能（租税特別措置法28条の2の2）

- ② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益は総収入金額に不算入（所得税法44条の2）